この申請書は、令和三年十月一日から令和五年九月三十日までの間に提出する場合に使用します。

適格請求書発行事業者の登録申請書

	/ u	7\、 双受印\																				1/	2]
令和] 年	三月	日	申	住が、法が、本が、たった。	又 に 人 の 店 る 事	場合工務	所)は	(〒 7 ❷(法人 広島	の場合	のみ公	表される		-17-8		舌番号	08	2		254		433	5)
				請	(フ 納	リ カ 税	i +)	地	(〒 7 広島	-			[‡] 2-13-	-17-8		舌番号	08	2	_ ;	254	_	433	5)
				HIJ	氏 名	又に		称	3シオカ ⊗ 吉岡		喜												
	広島南	Ī _ 税務	署長殿	者	(オ (法) 代 表	人の)															
			載した	次の事	法事項(€			号適格	各請求	書発行	行事 業	 	 録簿!	 こ登載	 :され	 ると	とも	に、	国移	 (庁ォ	<u> </u>	1	-ジで
1 2 な	法人(お、上	の氏名 人格の :記1及	ない社 び2の	団等る ほか、	を除く。 登録番 て公表し	号及で	バ登録4	丰月	日がど	き表え	れま	す。			文字。	とが昇	異なる	場份	合が	あり	ます	0	
(平成2 ※ 当	8年法律 6該申訂	津第15 青書は	号) 、所 [:]	求書発 第5条 得税法 日以前(の規5 等の-	とによ 一部を	るi 改i	改正後 Eする	後の消 法律	当費利	急法第	等57条	: の 2	第 2	項の)規定	官に	より) 申	請し	ます	•
					期間の	10月1	日に	登鉤	まされ	ます	0												
事	業	者	区	分	※ 次身	医「登録	を提出す 象要件の 図」欄も)確認	Z 課	:税事 を記載	:業者 ;して	くださ	۱۷۰ ق	きた、	免税	免事業者	税事	業者 当す	する場	合に			-
判定合このいなか	により 令和 5 申請書 ったこ	月31日 課税事業 年6月3 を提出つる とは、その	業者とな 0月)ま ることが き困難な	なる場 まででき な事情																			
税	理	士	署	名	T1/ T07		長谷	}) <u>;</u>	会計						(電話	括番号	08	2	_	272	_	5868	8)
※ 税	整理番号				部門 番号		申請	青年	三月日			年	月	F		信	年		付 月		一雅		
75署処理	_ 入 カ	処 理		年	月	日	番号確認				身元 確認			確認書類		番号力 他 (- k7	通知	カード	・運転 	x免許訂) 	Œ.	
欄	登録	:番号	Т				1																

- 注意 1 記載要領等に留意の上、記載してください。
 - 2 税務署処理欄は、記載しないでください。
 - 3 この申請書を提出するときは、「適格請求書発行事業者の登録申請書(次葉)」を併せて提出してください。

この申請書は、令和三年十月一日から令和五年九月三十日までの間に提出する場合に使用します。

適格請求書発行事業者の登録申請書(次葉)

[2/2]

												氏名	3又1	は名系	尔	吉岡	勇	喜					
	Ē	该当`	する!	事業	者の	区分	分に	応じ	, \Box	にレ	印を付	寸し訂	己載し	てく	ださ	ر ب _ا							
免税		(平	成28	3年》	去律	第1	5号)	計則 第	第44	条第	4項(の規定	を受け 定の通 適用を	面用	を受	ける	こう	とする	る事業	業者	する	法律
		個			番		号					ı											_
事		7129			(田)		77													_			
業		事業		年月) ヌ												法人のみ	事	業	年 度	自 —— 至			日日日
者		内容		ノ メ 月日							年	,	目	日		記載			金			1	円
l o		谷 等	車	茶	<u>.</u>	<u> </u>																	
確認													令和 5 での間	年10月]のいず;	れかの	目	6年3						
h,r,													Ē	月		日							
登録要件	課税事業者です。 ※ この申請書を提出する時点において、免税事業者であっても、「免税事業者 ☑ はい □ いいえ の確認」欄のいずれかの事業者に該当する場合は、「はい」を選択してください。												え										
(n)	ì										せられ てくた			tあり:	ませ	ん。			\checkmark	はい		いい	え
確認	- その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過して □ はい □ いいえ · います。												え										
参																							
考																							
事																							
項																							